

北部市場仲卸業者及び関連事業者に対する財務 及び業務の検査実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例（昭和 47 年川崎市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 69 条に基づいて、仲卸業者及び関連事業者（以下「事業者等」という。）の財務及び業務の状況を把握するとともに川崎市中央卸売市場関係諸法令等の遵守状況を検査及び指導し、市場業務の適正かつ健全な運営を図り公正明朗な取引の推進に資することを目的に、財務及び業務の検査について、必要な事項を定めるものとする。

(検査の実施)

第 2 条 検査の実施は条例第 69 条に規定する市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため、毎年度実施するものとする。

(検査対象業者等の選定)

第 3 条 検査対象事業者等の選定は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

- (1) 仲卸業者にあつては、条例第 30 条に規定する営業報告書の財務及び業務内容の分析による選定。
- (2) 関連事業者にあつては、条例第 38 条に準用規定する営業報告書の財務及び業務内容の分析による選定。

(検査体制)

第 4 条 検査担当者は 2 人以上の職員及び専門家が 1 組となって、行うものとする。

2 専門家は、中小企業診断士、税理士、公認会計士等から選定するものとする。

(検査項目)

第5条 検査の項目及び内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 財務の状況

検査対象事業年度の収益及び費用の状況、検査対象事業期間における資産、負債、純資産の状況を確認する。

ア 営業報告書の適正性

報告内容の一部又は全部に誤り・虚偽がないか確認する。また、川崎市中央卸売市場業務条例施行規則で定める様式・内容に準拠しているか確認する。

(ア) 不良債権

売掛金、貸付金等各種債権のうち、回収不能又は長期滞留債権について確認する。

(イ) 資金管理

仕入代金の支払、売上代金の回収、完納奨励金の受取等の状況、借入金の動向及び貸付金の状況について把握する。

(ウ) 商品在庫管理

商品管理のチェック体制が確立されているか、又は長期不良在庫品についても確認する。

(2) 業務運営の状況

市場関係諸法令等の遵守状況について確認する。なお、検査に当たっては次の事項に重点を置き実施する。

ア 条例に基づく各種届出状況を確認する。

イ 仕入先の状況を確認する。

(講評)

第6条 検査に用いる書類は次のとおりとする。

講評は第 1 号様式及び口頭により行う。なお、講評において改善事項の指摘を受けた業者はその改善措置を第 2 号様式により指定の日までに、市長あて報告する。

(その他)

第 7 条 この要領の実施に当たり、その他必要事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 6 月 2 1 日から施行する。

(関連要領の廃止)

- 2 北部市場仲卸業者に対する財務及び業務の検査実施要領は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

仲卸業者（関連事業者）検査指摘書

検査結果指摘事項

1

2

3

検査の結果、以上のことについて改善措置をすることが必要と認められましたので、指摘いたします。

第2号様式

検 査 指 摘 事 項 改 善 報 告 書

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市長

仲売業者（関連事業者）名.....

検査指摘事項につきまして、次のとおり改善措置（改善計画）をいたしましたので報告いたします。

検査指摘事項	改善措置（改善計画）